

船舶事故調査報告書

令和5年8月2日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	漁網損傷
発生日時	令和4年5月4日 04時00分ごろ
発生場所	東京都八丈島八丈町 ^{かみなと} 神湊港東方沖 神湊港突堤灯台から真方位042°170m付近 (概位 北緯33°07.5′ 東経139°49.4′)
事故の概要	貨物船兼砂利運搬船 ^{ほうせい} 第三百三十八鳳生丸は、左転中、漁船の流し刺し網の上を通過し、同網が損傷した。
事故調査の経過	令和4年10月18日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船兼砂利運搬船 第三百三十八鳳生丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	134434、鳳生汽船株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 漁網 切損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約4m/s、視程 約15km 海象：波高 約1.5m 日出時刻：04時46分ごろ
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、砂利約1,400tを積載し、神湊港の底土泊地^{そこど}に向け、八丈町東方沖を自動操舵とし、約9ノット(kn)の速力(対地速力、以下同じ。)で南進していた。</p> <p>船長は、神湊港北方沖において単独で航海当直に就いていたところ、左舷船首方約5海里(M)に白色の全周灯を表示した漁船(以下、単に「漁船」という。)を視認し、漁船が釣り漁を行っているものと思い、航行を続けた。</p> <p>船長は、船首方約1Mに漁船の黄色点滅灯を視認し、漁船に接近したと思い、手動操舵に切り替え、右舷側の船首方には浅瀬があるので、約5knに減速して左転した。</p> <p>本船は、とびうおの流し刺し網(以下、単に「漁網」という。)の上を通過したのち、底土泊地沖にて錨泊した。</p> <p>漁船の船長は、後日、漁網を回収したところ、切損等を認めた。</p> <p>漁船は、本事故当時、漁網を仕掛けたのち、漁網の東側で待機しながら漂泊していた。</p> <p>神湊港突堤灯台北東方沖の海面下には、漁網が設置され、漁網の両端にボンデンが付けられており、同ボンデンに白色の灯火が表示されていた。</p>

<p>分析</p>	<p>本船は、八丈町東方沖を南進中、船長が、白色の全周灯を視認した際、漁船が釣り漁を行い、更に黄色点滅灯を視認したところ、漁船に接近したと思い、左転して漁網があることを知らずに航行を続けたことから、漁網の存在に気付かないまま漁網の上を通過し、漁網を損傷したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、八丈町東方沖を南進中、船長が、白色の全周灯を視認した際、漁船が釣り漁を行い、更に黄色点滅灯を視認したところ、漁船に接近したと思い、左転して漁網があることを知らずに航行を続けたため、漁網の存在に気付かないまま漁網の上を通過したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、黄色点滅灯を視認した際、漁網が設置されている場合もあるので、漁網の灯火等に注意し、漁網の設置状況を確認すること。 ・ 船長は、黄色点滅灯を視認した際、漁船から離れて航行することが望ましい。